

港湾荷役料金表(船内荷役料金)

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

港湾荷役料金表(船内荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

品目			金 額			
			夏期料金	冬期料金		
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実入	437	612		
		空	371	519		
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		829	1,161		
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		1,038	1,453		
包 装 品	袋物	紙・ビニール入りのもの	1,427	1,998		
		麻袋入りのもの	1,364	1,910		
	べール物	葉タバコ	952	1,333		
		その他のべール物	1,368	1,915		
	モーターサイクル		1,283	1,796		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,660	2,324		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,094	1,532		
	青果類		1,096	1,534		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,165	1,631		
	巻取紙(内地産)		708	991		
	木 材	水落しのもの	原 木	523	732	
		岸壁揚のもの	原 木	米国産・南洋材	691	967
				北 洋 材	1,219	1,707
				製 材	789	1,105
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,095	1,533		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,209	1,693	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,028	1,439	
	石 材		1,394	1,952		
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		700	980		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		1,117	1,564		
	砂 糖		1,248	1,747		
特 殊 貨 物	冷 凍 品		2,801	3,921		
	冷 蔵 品		1,741	2,437		

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1 割増

3. 割 引 料 金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合は5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれかの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続を引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		昼夜区分				
		9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	25,390	38,930	52,460	66,000	76,160
	冬期料金	35,550	54,500	73,440	92,400	106,620
半 夜 (16時30分から 21時31分まで)	夏期料金	39,500	60,560	81,600	102,670	118,470
	冬期料金	55,300	84,780	114,240	143,740	165,860

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		昼夜区分				
		9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	201,430	308,840	416,180	523,600	604,200
	冬期料金	282,000	432,380	582,650	733,040	845,880
半夜 (16時30分から 21時31分まで)	夏期料金	201,430	308,840	416,180	523,600	604,200
	冬期料金	282,000	432,380	582,650	733,040	845,880

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の10%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

(2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作

業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりです。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日15時)以降の取り消しに付いては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立法米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各

割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に10%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. そ の 他

(1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。